

法人 春日部

第 111 号

(平成15年7月号)



社団法人 春日部法人会
春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



[写真提供 栗橋町観光協会]

みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

栗橋町 八坂神社千貫神輿

利根川橋のたもとにある八坂神社は、江戸時代初期の元和9年(1624年)にこの地の総鎮守として創建され、栗橋町の歴史とともに歩んできました。

この八坂神社の天王さまに担がれる大神輿は、重さが千貫(3,750kg)といわれています。

毎年、7月第3土・日曜日には町内にて神輿渡御が行われます。「みこし」の人霊の神秘な力が、担ぎ奉仕する氏子達の心に働きかけ、まさに神意と人意が一体となり豪快なみこし振りの情景を見ることができます。

問合せ先 栗橋町観光協会(栗橋町役場内)TEL.0480-53-1111



税務署だより

平成15年度法人税関係法令の改正の概要

<1>同族会社の留保金課税の改正

改正前の制度 ⇒ 同族会社が、各事業年度の所得金額を留保した場合、その留保金額が一定の限度額を超えると、通常の法人税の他に、その超えた金額に特別税率を乗じた法人税が課税されますが、(資本金1億円以下の中小法人は留保金課税額から5%軽減されております。)青色申告法人のうち、設立後10年以内の新事業創出促進法に規定する中小企業者、新事業創出促進法の認定事業者など、一定の要件に該当する場合は、留保金課税を適用されないこととされております。

改正内容 ⇒ ①自己資本比率【自己資本(同族関係者からの借入金を含む)／総資産】が50%以下の中小法人(資本金1億円以下)又は中小連結法人は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度においては留保金課税の適用を3年間停止する措置が講じられました。

⇒ ②中小法人の課税留保金に対する税額の5%軽減措置は廃止されました。

<2>交際費課税の改正

定額控除が適用される対象法人及び損金参入限度額が下記のように拡大されました。

資本金	損金算入限度額	
	現 行	改 正
5,000万円以下	年400万円までの支出額のうち8割	年400万円までの支出額のうち9割
5,000万円超1億円以下	全額損金不算入	
1億円超		全額損金不算入

*適用期間：平成15年4月1日～平成18年3月31日までの間に開始する事業年度

<3>少額減価償却資産の改正

青色申告書を提出する中小企業者等が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得価額の全額を損金算入できるようになりました。(明細書の添付が必要です)

<4>IT投資促進税制の創設

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、一定のIT関連設備等の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の50%相当額の特別償却と取得価額の10%相当額の特別税額控除との選択適用できる制度が創設されました。

また、資本金3億円以下の法人にあっては、一定のリース資産の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額について、10%相当額の特別税額控除ができる制度が創設されました。ただし、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越が認められております。

【適用対象資産】 ……以下の9種類の資産に限定されます。

(イ)電子計算機 (ロ)デジタル複写機 (ハ)ファクシミリ (ニ)ICカード利用設備
 (ホ)デジタル放送受信設備 (ヘ)インターネット電話設備 (ト)ルーター・スイッチ
 (チ)デジタル回線接続装置 (リ)ソフトウェア

取得の場合の価額基準

上記(イ)から(チ)の資産 ⇨ 設備取得価額合計金額が600万円以上であること
 (資本金3億円以下の法人は140万円以上)

(リ)の資産 ⇨ 設備取得価額合計金額が600万円以上であること
 (資本金3億円以下の法人は70万円以上)

リースの場合の価額基準

上記(イ)から(チ)の資産 ⇨ リース費用の総額が200万円以上であること

(リ)の資産 ⇨ リース費用の総額が100万円以上であること
 (注)リース契約期間は4年以上であること

適用関係：平成15年4月1日以後に終了する事業年度から適用になります。

**平成15年度の
消費税法の改正**

中小事業者に対する特別措置

① 事業者免税点が引き下げられました。

納税義務が免除される基準期間の課税売上高の上限が1,000万円(現行3,000万円)に引き下げられました。

適用関係：平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることになった場合には「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

② 簡易課税制度の適用上限が引き下げられました。

簡易課税制度を適用することができる基準期間の課税売上高の上限が5,000万円(現行2億円)に引き下げられました。

適用関係：平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出」を提出する必要があります。

なお、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

申告納付制度等

⇨① 中間申告の申告・納付回数が改正されました。

⇨② 課税期間の特例(課税期間の短縮)が改正されました。

①直前の課税期間の確定消費税額(年度額)が4,800万円(地方消費税込6,000万円)を超える場合には、年11回(1月ごと)の中間申告・納付を行うこととなります。

②新たに1月の期間を課税期間とする特例が設けられました。(消費税課税期間特例選択届出書の提出が必要です。)

適用関係：①②とも平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

*上記の内容は改正の一部ですので、詳細については最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ね下さい。

第20回 定期総会

平成15年5月28日(水) 午後2時～
於 春日部市民文化会館 大会議室

第一部講演

「日本経済の展望とこれからの 中小企業経営」

株安・円高で危機感高まる

～日本経済“危機脱出の処方箋”～

経済ジャーナリスト 田島智太郎先生

イラク戦争後の米国経済低迷、金融システム不安、
新型肺炎SARSの影響等で景気停滞感が鮮明にな
っている。

デフレ対策としては「インフレ目標」「円安誘導」
等によりインフレの方向に向かう可能性がある。

金融資本市場改革と規制改革により新しいカネ
の巡りと直接金融化が進む為、これからの企業に
は資本(資金)調達力をいかに高めるかとの課題が
求められる。と講演された。

機関銃の様に次から次へと繰り出され、聞きご
たえのある90分であった。



松永会長

小泉春日部税務署署長

第二部総会

高浜副会長が司会を務め、村田副会長の開会に
より、春日部税務署長他、多数の友誼団体より
のご来賓をお迎えして行われた。

定足数の確認後、松永会長の挨拶、議長就任と続き、
以下3つの議案が審議され、全議案とも可決された。

3号議案では、松永会長以下88名の理事と3名の
監事が選任された。その後、春日部税務署長感謝
状贈呈、(社)春日部法人会会長表彰及び感謝状贈呈・
退任役員感謝状贈呈と続き、ご来賓の小泉春日部
税務署署長、古庄春日部県税事務所長、春日部市
佐藤生活環境部次長の方々よりご祝辞を頂いた。

最後に野原副会長の閉会のことばにより総会は
無事終了した。

第1号議案

平成14年度事業報告及び決算承認に関する件
会計監査報告

第2号議案

平成15年度事業計画(案)
及び収支予算(案)承認に関する件

第3号議案

役員改選に関する件



来賓の皆様



執行部席

表彰受表彰者名簿

関東信越国税局長納税表彰(平成14年11月1日受彰)

松永 功 様 (株)松永建設 (岩 槻)

春日部税務署長納税表彰(平成14年11月12日受彰)

河津 修穎 様 宗教法人 浄源寺 (岩 槻)

竹ノ内正元 様 (株)武蔵自動車 (春日部)

遠藤 清 様 (有)庄和商事 (庄 和)

荒木 節夫 様 (株)ほてい家 (岩 槻)

古谷 洗夫 様 (株)幸松屋 (春日部)

財団法人全国法人会総連合功労者表彰(単位会関係)

野原 宏 様 野原種苗 (株) (久 喜)

伊藤 茂 様 (株)芳美堂印刷 (春日部)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰(県連関係)

岩崎 兵吉 様 岩崎工業 (株) (蓮 田)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰(単位会関係)

荒木 節夫 様 (株)ほてい家 (岩 槻)

清山 和男 様 (有)サンビドー (蓮 田)

海老原健三 様 (株)海健プロバン (宮 代)

竹内 光男 様 竹内電気 (株) (岩 槻)

多々谷章市 様 (株)多々谷商店 (岩 槻)

荻原 良咲 様 (株)荻原電機 (岩 槻)

井上 昭助 様 (株)井上工務店 (白 岡)

大熊 昭祐 様 (株)埼玉原種育成会 (菫 蒲)

尾野 嘉昭 様 カネオ興運 (株) (菫 蒲)

鷺内 松男 様 大成金属工業 (有) (栗 橋)

細井 勝保 様 細井自動車 (株) (杉 戸)

堂坂 信行 様 (株)堂坂機械製作所 (庄 和)

須賀 享 様 (有)岩槻整形 (岩 槻)

春日部税務署長感謝状

清山 和男 様 (有)サンビドー (蓮 田)

矢作 恒良 様 (株)矢作人形店 (岩 槻)

栗原 孝吉 様 (株)栗原金物 (幸 手)

功 労 者 表 彰

社団法人春日部法人会会長表彰状

大塚 茂 様 (有)新進電機 (栗 橋)

伊藤 悦子 様 事務局職員

会 員 増 強 に よ る 表 彰

1.社団法人春日部法人会・会長表彰状

(1) 増強目標達成支部 (達成率順)

宮代支部・栗橋支部・岩槻支部・久喜支部・
春日部支部・蓮田支部・庄和支部

(2) 功績顕著な加入協力者

株式会社 埼玉りそな銀行岩槻支店 様
株式会社 埼玉りそな銀行春日部支店 様
株式会社 埼玉りそな銀行久喜支店 様

2.社団法人春日部法人会・会長感謝状

(1) 功績顕著な支援団体

関東信越税理士会春日部支部 様
大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 様
金融機関
埼玉県信用金庫春日部支店 様
株式会社 武蔵野銀行春日部支店 様
株式会社 埼玉りそな銀行春日部西口支店 様
埼玉県信用金庫岩槻支店 様
株式会社 武蔵野銀行岩槻支店 様
株式会社 東和銀行岩槻支店 様



清山和男 様 (蓮田)



矢作恒良 様 (岩槻)



栗原孝吉 様 (幸手)

株式会社 埼玉りそな銀行白岡支店 様
株式会社 埼玉りそな銀行宮代支店 様

(2) 功績顕著な加入協力者

尾堤 英雄 様 (有) おづつみ園 (春日部)
松田 進 様 (株) 松田商事 (春日部)
時澤やよひ 様 大同生命保険(株)埼玉支社春日部営業所
田中麻衣子 様 同上
大和かつえ 様 同上

(3) 5年連続5社以上獲得協力者

尾堤 英雄 様 (有) おづつみ園 (春日部)
時澤やよひ 様 大同生命保険(株)埼玉支社春日部営業所

3. 社団法人春日部法人会会長表彰状

金 賞 該当者なし
銀 賞 宮代支部
銅 賞 栗橋支部・岩槻支部
努力賞 幸手支部・白岡支部・菖蒲支部・鷺宮支部
敢闘賞 菖蒲支部・栗橋支部
特別賞 岩槻支部

法人会活性化貢献表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 支部 (会費収納100%達成)

栗橋支部・杉戸支部

2. 活性化協力者

松田 進 様 (株) 松田商事 (春日部)
尾堤 英雄 様 (有) おづつみ園 (春日部)
関根 栄一 様 (有) 関根商事 (岩 槻)
長野 晋陸 様 (株) 長野商店 (岩 槻)
池田 恒治 様 (株) 東武百貨店 (久 喜)
佐久間照夫 様 宗教法人 光明寺 (久 喜)
瀧沢 愼元 様 (株) 日 興 (蓮 田)
大塚 辰男 様 (株) 大幸興業 (幸 手)
中村 幸雄 様 中村建設(株) (宮 代)
堀之内正則 様 (有) 三響製作所 (白 岡)
瀬田喜代人 様 (有) 瀬田自動車 (菖 蒲)
君塚 利光 様 (有) グリーンネス (栗 橋)
那須 啓子 様 (有) 那須水道設備 (鷺 宮)
新井 武 様 新井工業(株) (杉 戸)
高橋 稔 様 (株) 武蔵野銀行生和支店 (庄 和)

福利厚生制度推進功績表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 推進目標達成支部

新規企業数→蓮田支部・幸手支部・宮代支部・
栗橋支部・鷺宮支部・庄和支部
取扱企業数→岩槻支部・久喜支部・幸手支部・
菖蒲支部・栗橋支部・鷺宮支部・杉戸支部・
庄和支部
保障金額→蓮田支部・幸手支部・杉戸支部

2. 推進協力者及び推進貢献者

秋谷 昭子 様 (株) アキ (幸 手)
斉藤 進 様 (有) 寿々家 (岩 槻)
日下部甚一 様 鷺宮運輸(株) (鷺 宮)
鳥田 勇 様 鳥田観光バス(株) (菖 蒲)
遠藤 清 様 (有) 庄和商事 (庄 和)

3. 優秀推進員

最優秀目標達成推進員

時澤やよひ 様 大同生命保険(株)埼玉支社春日部営業所

優秀推進員

西村しづ子 様 大同生命保険(株)埼玉支社春日部営業所
小村 啓子 様 同 上
榎本 芳子 様 同 上
大和かつえ 様 同 上
渡部 房江 様 同 上

退任役員感謝状

佐藤 至廣 様 (株) サンライト建設 (春日部)
佐野 彰 様 (株) 伊勢屋 (春日部)
矢作 恒良 様 (有) 矢作人形店 (岩 槻)
小林 久治 様 (株) 北 伸 (岩 槻)
清山 和男 様 (有) サンビドー (幸 手)
栗原 孝吉 様 (株) 栗原金物 (幸 手)
関口 勉 様 関口産業(株) (白 岡)
土田 榮一 様 土田物産(株) (栗 橋)
日下部甚一 様 鷺宮運輸(株) (鷺 宮)
斎藤 勝 様 (株) 鷺宮製作所 (鷺 宮)
坂居 亨 様 (株) 坂居一級建築士事務所 (鷺 宮)
竹井 利光 様 (有) タケイ (鷺 宮)
長島 喜一 様 ナガシマ工芸(株) (庄 和)
中田 幸一 様 (株) 東邦商事 (庄 和)

青年部会総会

平成15年5月21日(水) 午後4時～
於 春日部市民文化会館

春日部税務署より中村副署長、高橋第一統括官、さらに太田大同生命埼玉支社長補佐・松永会長をお迎えして下記の通り開催し、全議案が満場一致で承認された。

議事

第1号議案

平成14年度事業報告及び決算報告承認について
監査報告

第2号議案

平成15年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第3号議案

役員改選について

井上堅一(白岡)新部会長他36名の役員の皆様が選任された。



菊池部会長



中村副署長



松永会長



井上新部会長挨拶



長い間ありがとうございました。
多ヶ谷顧問他退任の皆様へ感謝状贈呈。

女性部会総会

平成15年5月14日(水) 午後3時30分～
於 春日部市民文化会館

春日部税務署より中村副署長、高橋第一統括官、さらに太田大同生命埼玉支社長補佐・松永会長・菊池青年部会長をお迎えして下記の通り開催した。

第一部総会

議事

第1号議案

平成14年度事業報告及び決算報告承認について
監査報告

第2号議案

平成15年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第3号議案

役員改選について

土屋部会長以下43名の役員選任
上記すべての議案が満場一致で承認された。

第二部 記念講演

春日部税務署中村副署長様に「税のよもやま話」との演題で記念講演をお願いした。ざっくばらんな内容で次回も続きをお願いしたいとの声が多数聞かれた。



土屋部会長挨拶

来賓の皆様



新任役員の皆様

左から、
鷺宮 松本さん
見坂さん、
久喜 根本さん、
蓮田 波多野さん、
宮代 持田さん、
庄和 滝本さん



長い間ありがとうございました。
今後も宜しくお願い致します。
左から、鷺宮 高橋さん、春日部 山口さん、
幸手 前田さん、庄和 鈴木さん

中村副署長
「税のよもやま話」

平成15年度税制改正

～法人会の税制改正要望の主な実現事項～

平成15年度税制改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向けたものとなり、1.8兆円程度の選行減税が行われました。

本年度は、わが国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税・贈与税の一体化、「貯蓄から投資へ」の改革に資する金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進のための登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止、消費税に対する信頼性・透明性を向上させるための免税点制度等の改革などが行われました。

特に今回の改革では、同族会社の保留金課税の停止措置や交際費支出の損金算入限度額の拡大、相続税・贈与税の税率引き下げなど、法人会が長年要望してきた中小企業の活性化に資する税制の多くが実現されました。

1. 【法人税】

(1) 同族会社の保留金課税の停止措置

自己資本比率が100分の50以下の中小法人（資本金1億円以下の法人）は、保留金課税を適用しない措置が講じられました。

なお、課税保留金額に対する税額5%軽減措置は廃止されました。

【適用期日】平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) 交際費支出の損金算入限度額の拡大

交際費の損金算入制度について、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を資本金1億円以下（改正前5千万円以下）の中小法人に拡大するとともに、定額控除までの損金不算入割合を10%（改正前20%）に引き下げたうえ、その適用期間が3年延長されました。

【適用期日】平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度から適用されます。

(3) 少額資産損金算入制度の拡充

中小企業について、即時償却の対象となる少額減価償却資産の取得価額要件が、30万円未満（改正前10万円未満）に引き上げられました。

【適用期日】平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度から適用されます。

(4) 研究開発減税

① 試験研究費の総額に係わる特別税額控除制度の創設

試験研究費の総額に対し、法人税額の20%までを限度として、次のとおり特別減税控除が認められます。

(増加試験研究税制との選択制)

また、控除限度額を超えた試験研究費については、一定の要件のもと一年間の繰越控除が認められます。

(法人税額の20%が限度)

試験研究費割合が10%以上	10%以上
	12%（3年間の時限措置）
試験研究費割合が10%未満	8%+試験研究費割合×0.2
	10%+試験研究費割合×0.2（3年間の時限措置）

② 中小企業技術基盤強化税制の拡充

研究開発税制において、中小企業の支出した試験研究費の特別税額控除割合が、法人税額の20%（改正前15%）

を限度として、一律12%（3年間は時限措置として15%）に引き上げられました。（改正前10%）

また、控除限度額を超えた試験研究費については、一定の要件のもと1年間の繰越控除が認められます。（法人税額の20%が限度）

【適用期日】平成15年1月1日以降に開始する事業年度で、かつ、平成15年4月1日以降に終了する事業年度について適用されます。

(5) 設備投資減税

①IT投資促進税制の創設

一定のIT関連設備の取得等（取得価額要件等は資本金により異なる）をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得価格の50%の特別償却と取得価額の10%の特別税額控除（法人税額の20%を限度、限度超過分は1年間の繰越が可能）との選択適用が認められます。

また、リースについても、資本金3億円以下の法人に関して、一定の要件のもと、リース料金の総額の60%について、10%の特別税額控除（法人税額の20%を限度、限度超過分は1年間の繰越が可能）が認められます。

②開発研究用設備の特別償却制度の創設

一定の開発研究用の設備を取得等をして、国内にある開発研究の用に供した場合には、50%の特別償却が認められます。

（注）一定の開発研究用の設備：「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の別表八の機械装置及び器具備品に該当するもの（取得価額280万円以上）

【適用期日】平成15年4月1日以降に終了する事業年度から適用。なお、同日前に終了した事業年度で平成15年1月1日から平成15年3月31日までの間に取得した場合には平成15年4月1日を含む事業年度に繰越控除または特別償却をすることができます。

(6) エンジェル税制の拡充

現行の優遇措置に加え、ベンチャー企業（特定中小会社）への投資額について、同一年分の株式譲渡益から特別控除する等の措置が講じられました。

また、特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の要件とされている譲渡期間が、当該上場等の日以後3年以内（改正前1年以内）に延長されました。

2.【相続税・贈与税】

(1) 税率構造の改正

相続税について、最高税率を50%（改正前70%）に引き下げるとともに、税率の刻みが6段階（改正前9段階）に簡素化されました。

また、贈与税についても、最高税率を50%（改正前70%）に引き下げ、税率の刻みが6段階（改正前13段階）に改正されました。

【適用期日】平成15年1月1日以後の相続または贈与から適用されます。

相続税

改正前		改正後	
各法定相続人の取得金額	税率	各法定相続人の取得金額	税率
～ 800万円	10%	～1000万円	10%
～1600万円	15%	～3000万円	15%
～3000万円	20%	～5000万円	20%
～5000万円	25%	～1億円	30%
～1億円	30%	～3億円	40%
～2億円	40%	～3億円超	50%
～4億円	50%		
～20億円	60%		
20億円超	70%		

贈与税

改正前		改正後	
課税価格	税率	課税価格	税率
～ 150万円	10%	200万円	10%
～ 200万円	15%	300万円	15%
～ 250万円	20%	400万円	20%
～ 350万円	25%	600万円	30%
～ 450万円	30%	1000万円	40%
～ 600万円	35%	1000万円超	50%
～ 800万円	40%		
～ 1000万円	45%		
～ 1500万円	50%		
～ 2500万円	55%		
～ 4000万円	60%		
～ 1億円	65%		
1億円超	70%		

(2) 相続時精算課税制度の創設

65歳以上の親から20歳以上の子への贈与について、暦年課税との選択制により、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納付し、相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払ったその贈与税を控除した相続税で精算する制度が創設されました。(贈与時の非課税枠は累積で2500万円を限度として複数年にわたって使用可能。非課税枠を超える部分については税率20%で課税)

【適用期日】平成15年1月1日以後の相続または贈与から適用されます。

(3) 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

相続時精算課税制度について、住宅の取得又は増改築に充てる資金の贈与の場合に限り、65歳未満の親からの贈与についても適用できることとなるほか、当該資金の贈与については非課税枠が3500万円に拡大されます。

なお、住宅取得資金の贈与の特例(5分5乗)は、平成17年12月31日まで存続しますが、この経過措置の適用を受けた場合には、その適用年分以後5年間は、上記の相続時精算課税制度は選択できません。

【適用期日】平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に贈与により取得する金銭について適用されます。

(4) 自社株に対する軽減措置に係る所要の規定の整備

取引相場のない株式等の相続税の課税価格(相続税評価額の3億円まで)を10%減額する措置について、以下のとおり要件が緩和されました。

適用要件	改正前	改正後
選択要件	「小規模宅地等の減額特例」との選択適用	「小規模宅地等の減額特例」と併用(適用上限範囲内)
対象会社要件	発行済株式総額10億円未満	発行済株式総額20億円以下
被相続人要件	被相続人等(被相続人と生計を一にしていた親族)が発行済株式等の50%以上を所有	同族関係者(6親等内の親族)が発行済株式等の50%以上を所有
軽減対象の上限	発行済株式総数の3分の1以下の部分	発行済株式総数の3分の2以下の部分

3.【土地税制】**(1) 登録免許税の軽減**

不動産に係る登録免許税について、本則税率を改正するとともに、3年間は税率を軽減する措置が講じられました。

なお、不動産登録に係る不動産価額の特例(土地の課税標準の3分の2減額)は、平成15年3月31日をもって廃止となりました。

【適用期日】平成15年4月1日以後に受ける登記にかかる登録免許税から適用されます。(特例については、平成18年3月31日まで)

(2) 不動産取得税

標準税率が3%(改正前4%)に引き下げられました。

【適用期日】平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間

(3) 特別土地保有税

平成15年度以降、新規にかかる特別土地保有税の課税が停止されました。

【適用期日】平成15年度分以降

(4) 事業所税

新增設分に対して課される事業所税が廃止となりました。

【適用期日】平成15年3月31日で廃止

登記の種類・原因		本則 ()は改正前	特例 (3年間)
所有権の移転	売買等	2.0%(5.0%)	1.0%
	遺贈・贈与等	2.0%(2.5%)	1.0%
	相続・合併	0.4%(0.6%)	0.2%
所有権の保存		0.4%(0.6%)	0.2%
地上権等の設定		1.0%(2.5%)	0.5%
所有権の信託の登記		0.4%(0.6%)	0.2%
仮登記	所有権の移転等	1.0%(0.6%)	0.5%
	その他	本登記の1/2 (1000円)	本登記の1/2

4.【金融・証券税制】

(1) 上場株式等の配当および公募株式投資信託の収益配分金、上場株式等の譲渡益については、20%（所得税15%、個人住民税5%）の源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）が導入されました。

(2) 公募株式投資信託の償還・中途解約による損失が出た場合には、同年中の株式等に係る譲渡所得等との通算ができるようになりました。

(3) 上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益配分金について、5年間程度、10%軽減税率が適用されます。

5.【消費税】

(1) 免税点制度の適用上限の引き上げ

事業者免税点制度の適用上限が1000万円（改正前3000万円）に引き下げられました。

【適用期日】平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(2) 簡易課税制度の適用上限の引き下げ

簡易課税制度の適用上限が5000万円（改正前2億円）に引き下げられました。

【適用期日】平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 申告納付回数の見直し

直前の課税期間の年税額が4800万円（地方消費税込6000万円）を超える事業者は、中間申告納付を毎月（改正前3月ごと）行うこととなります。

【適用期日】平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 総額表示方式の義務づけ

事業者が消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、取引価格を表示する場合には、消費税の額を含む総額を表示することが義務づけられました。

【適用期日】平成16年4月1日から適用されます。

6.【個人所得課税】

配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分（最高38万円）が廃止されました。

【適用期日】平成16年分以後の所得税について適用されます。

【その他の主な改正事項】

1.NPO税制

認定NPO法人の認定要件について、その緩和を図るとともに、認定NPO法人について、みなし寄附金制度が導入されました。

2.法人事業税への外形標準課税の導入

所得割の税率を9.6%から7.2%に引き下げ、外形基準の割合を4分の1（付加価値、資本割）とする外形標準課税が導入されました。ただし、資本金1億円以下の法人は対象外となります。

【適用期日】平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

3.酒税たばこ税の税率引き上げ

(1) 酒類間の税負担格差の縮小

ビール・発砲酒、清酒・果実酒、清酒・合成清酒、リキュール類・甘味果実酒等の間の税負担格差を4分の1縮小することとし、発砲酒、果実酒、合成清酒、甘味果実酒等の税率が引き上げられました。

【適用期日】平成15年5月1日から実施されます。

(2) たばこ税

たばこ税の税率を1本当たり0.82円（国・地方合計）引き上げられました

【適用期日】平成15年7月1日から実施されます。

新設法人説明会開催

平成15年3月27日 春日部市商工会館
神永 ひとみ先生

平成15年3月28日 久喜総合文化会館
石塚 健一先生

平成14年3月～平成14年10月に設立された法人を対象に、法人税・消費税・源泉所得税他について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。



▲春日部会場にて
神永ひとみ先生



◀久喜会場にて
石塚健一先生

決算期別税務講習会の開催!!

3月・4月・5月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト「わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ平成14年度版」及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月日	時間	講習会場
4月21日(月)	午後	久喜総合文化会館
4月22日(火)	午前	春日部商工会館
4月22日(火)	午後	岩槻市中央公民館
4月23日(水)	午前	春日部商工会館



春日部税務署 和田上席調査官
春日部会場にて



石塚健一先生
久喜会場にて



栗原杏樹先生
春日部会場にて



植田俊英先生
岩槻会場にて



鈴木秀三先生
春日部会場にて

土地・建物・鑑定評価

埼玉県知事免許 (12) 第1486号

秋場不動産(株) 武蔵野不動産鑑定所

東武動物公園駅前(東口)

TEL 0480-34-0224 FAX 0480-34-1399

支部だより

I 支部総会特集

春日部支部



H.15.5.19(月)
正副支部長あいさつ



H.15.5.16(金)
青年部会総会

菖蒲支部



来賓挨拶 菖蒲町桜井助役 H.15.5.26(月)

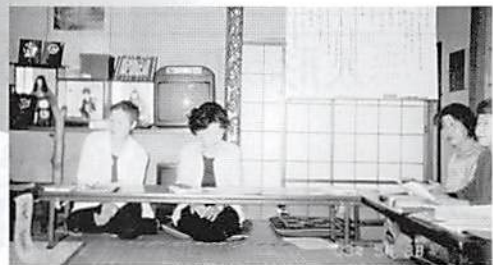


青年部会総会 H.15.5.17(土)

庄和支部



H.15.5.25(日)



女性部会総会 H.15.5.8(木)

有限
会社 **ヨシカカ**

かんばん

PHONE 048-748-0581
F A X 048-748-1500
〒344-0136 埼玉県北葛飾郡庄和町倉常295
kanban-y@eos.ocn.ne.jp

岩槻支部



H.15.5.27(火)

幸手支部



H.15.5.20(火)

第19回 久喜支部定期総会
H.15.5.23(金)

久喜支部



第19回 久喜支部定期総会 記念演会
(元気をだせ、経営者!) 講師: 三遊亭多歌介氏



H.15.5.9(金)
女性部会総会

人形の町の彩りゆたかな詰め合わせ菓子

岩槻菓紗里

ふじ **藤宮** みや

本店 埼玉県岩槻市本町1-18-11 TEL 048(756)1569(信用金庫前)

宅配ランチ
お弁当村
Marunaka

お弁当村のごはんはすべて
コシヒカリ100%使用です。

体の健康バランスを考えた
お弁当を毎日お届けします。

TEL 048-756-0351

(株)丸中給食センター

宮代支部



H.15.5.22(木)
宮代支部総会

白岡支部



H.15.5.26(月) PM3:00~
白岡町商工会館2階大会議場にて
総会終了後講演会
「プロの司会者に学ぶ(経営者の)話術」
講師：心話研究会 主幹
カトウ コタロー氏

蓮田支部



H.15.5.17(金) 青年部会総会



H.15.5.15(木)

うなぎ 魚 庄

蓮田市 本店 ☎048(768)2468 支店 ☎(769)1588 上尾店 ☎(775)3330

(有)関永測量事務所

測量・企画・コンサルタント

土地家屋調査士
関永一徳事務所

土地・家屋の表示に関する登記業務

宮代町字金原148

TEL 0480-33-1814(代) FAX 0480-35-2627



H.15.5.9(金)
鷺宮支部総会



H.15.4.23(水) 青年部会総会



H.15.4.23(水) 女性部会総会

鷺宮支部

II 花と緑いっぱい運動

蓮田支部



H.15.4.6(日)
商工会「さくらまつり」に参加
花と緑いっぱい運動展開中

菖蒲支部



H.15.6.8(日) あやめ祭り参加
あやめの苗1000株配布

プロジェクト21

世界をリードする総合コンサルタント



株式会社 オールプロジェクト

岩槻市大字南平野418-3 TEL 048-757-4548

土地家屋調査・測量・用地補償調査・行政手続・施設清掃・警備業務

想うがまゝ



岩槻市
税理士 金井 要助
「日本人の智慧」



春日部支部
村田 睦幸

ギリシャ・ストア派の哲学者エピクテトスは世の中には「われわれの力の及ぶもの」と「及ばないもの」があり、これを峻別することの大切さを説いたという。その「及ばないもの」の一つに「自分の生まれた国」がある。誰も自分が生まれたいと望んで日本に生まれた訳ではない。よってこれを否定することは「天に唾すること」である。

3月20日米英軍がイラク南部に進入して戦争が始まった。キリスト教国とイスラム教との戦争である。キリスト教もイスラム教も「全知全能の神」を標榜する一神の世界である。キリスト教の教えには「あなたの右の頬を打つ者には、ほかの頬をも向けなさい。下着を取ろうとする者には、上着をも与えなさい」（マタイによる福音書）というものもある。

しかし表現にはこれらの宗教による争いが絶えない。日本は幸いにして多神教の国である。飛鳥時代、仏教がわが国に伝来した当初は、神道を重んずる人々との間に多少のゴタゴタがあったようだ。しかし、これは宗教上の争いに発展することなく、両者は平和的に共存することになったのである。それはインドでの大日如来は日本では天照大神として、阿弥陀如来は八幡様として私たちの前に現れたとする考え方を取り入れたのである。このように私たちの祖先は大変な知的努力を払って神と仏との共存を図ったのである。これを「本地垂迹説」（ホンチスイジャクセツ）という。お正月には神社に参拝し、クリスマスには聖夜を歌う日本人を欧米人は宗教心が無いと軽蔑するが、パレスチナ紛争をはじめとする果てしない殺戮が続く世界にあって、欧米に先駆けてこんなにも早い時代に他の宗教に対して寛容であることの大切さを身につけた日本人の智慧はすばらしい。

「自分の生まれた国」のすばらしさをつくづくと感じる今日この頃である。（15.5.11.記）

今日、私たちが日々生活する中で、これほど情報が混乱している時はかつてなかったであろう。「明日を読む」時に情報というものは大変役に立つと思うし、無くてはならないものとして大切に身につけ、その真意を咀嚼し取り込まねばならないと思う。

例えば、株式の売買の時など過去のデータを分析し、現状を調査した上で売るか、買いかを判断するであろう。この時の過去とは正に歴史につながると思う。

日本の歴史特に近代史における最大の出来事と言えば、太平洋戦争であったらうか。日本はもとより極東の国々を巻き込んだこの不幸な戦争がなぜ起きたのかを詳細に解きあかし、これを広く公開することにより、二度とこのような悪行を起こさないことが重要であるかと考える。

私なりにこの戦争の原点を辿ってみることにしよう。このことは必然的には日露戦争まで遡ることであろうと思う。日本はこの戦争に勝利し、朝鮮半島と満州の利権を得ることになった。満州の利権については、その経営について二つの選択肢が生まれる。その一は日本独自の経営であるが、その二はアメリカ資本を取り込んだ協同経営であった。この頃の日本は財政的に大変疲弊しきっていたので、十分な投資には無理があった。タイムリーにアメリカの鉄道王ハリマンが満州の鉄道を協同経営しようと提案してきた。これは世に言う「ハリマン提案」である。このことは後に考えれば、計り知れない利点があったが、日本は一時この案にかたむきかけたが後に拒否している。この時の選択はのちの歴史を大きくゆるがすことになる。当時の世界は二局のバランス構造になっていたと言われている。それは、アングロサクソン即ち米英とロシアである。他の国には自分で他のパワーを相手にして、生き残ることは出来ないとされていた。後にハリマンは「日本は10年後には大いなる後悔をするであろう」と述べているが10年後はともかく、40年後には大いに後悔することになったのである。

この時の国家的情報分析が日本のこの後の方針を大きく左右することになる。立体的に冷静に世界のパワーバランスを分析することの大切さがこの時程求められたことはなからう。この後日本は米英、特に米国との対立を深めていくことになる。

明治維新からの40年間は日本の国家戦略は成功してきたが、日露戦争以後の40年間の分析は失敗の連続と言はざるを得ない。

国家でさえこのような失敗があるのである。まして個人は「おいておや」である。

5月30日 広報委員会開催



白石 大塚 木村 秋場 栗原 橋原 吉田 松岡
富田 川崎 伊藤 瀧澤 坂居 染谷

《厚生委員会だより》

(Ⅰ) 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所
TEL 048-734-3371 FAX 048-739-1156

BIG NEWS!!

健康なのに、 なぜ保険料が高いの？

そんな会員の声にお応えして…

法人会の福利厚生制度

個人保障プラン 新発売!!

いままで会社契約しか適用されなかった保険料が、社長様をはじめ従業員の方も個人で法人会の団体料率にてご加入いただけるようになりました!!

団体料率 + 無配当 + 健康体割引

で保険料が**最大約44%DOWN!!**
(40歳・男性・保険金3,000万・期間10年・Rタイプ)
詳しくは、担当の推進員にお尋ね下さい。

保険料がお安くなるかも？診断実施中!!

(Ⅱ) AIU 保険会社

さいたま支店
TEL 048-641-7510 FAX 048-649-2377

法人会のスーパー任意労災 「アットワーク」の特徴

- ・役員、従業員、パート、アルバイト、全員のケガの保障ができます。
(建設業の方は下請も保障する事ができます)
- ・法人会会員企業様割引を適用します。
- ・医師による診査はありません。
- ・お名前は頂かなく、人数で契約できます。
(従業員さんの入替等も自動的に保障します。)
- ・保険金は、労災認定を待たずにお支払します。
- ・業務上のケガで就業不能となった場合 休業保険金日額をお支払いします。

売上高と業種をお知らせ下さい。

目安の掛金をお知らせします。

担当 菊池、石橋まで

TEL 048-642-8185 FAX 048-649-2377

(Ⅲ) アメリカンファミリー生命保険会社

さいたま支社 TEL 048-645-1245 FAX 048-645-1380

「肺がん」って？

肺がんは、日本人に発症するがんの中で一番死亡率の高いがんです。かつては胃がんによる死亡率が最も高かったのですが、1998年以降肺がんが胃がんを抜いて部位別死亡率1位になりました。1年間に発症する率は現在でも胃がんが1位となっていますが、死亡率1位が肺がんということは、それだけ治りにくいがんであることを意味しています。肺がんが治りにくい背景には、早期には

症状が起りにくく、発見されにくいという特徴があげられます。定期的な健康診断を受診することが予防にはとても効果的です。

では、肺がんにかかるのとどれくらいの自己負担金額が必要になるのでしょうか？

2000年3月に実施致しましたAFLACの医療費調査によりますと、平均入院通算日数で126日、自己負担費用合計で174万円がかかるという結果がでました。このような万が一の時の備えとして法人会の「がん保険制度」・「医療保険制度」がごさいます。詳しくは、当社の推進員がご説明させていただきますので、お気軽にお尋ねください。

◎ご寄稿ありがとうございました。

伊藤・川崎・福田・栗原・林・佐野・吉田・瀧澤・秋場・栃原・進藤・大塚・坂居・木村・染谷・松岡